



# 市の公の施設に 「指定管理者制度」を 導入します。

公園、体育館、市民会館、文化施設など、市民に広く利用していただくために設置している市の施設のことを「公の施設」といいます。

市では、これら公の施設のうち、直営で管理を行っていない施設などに対して、平成18年度から順次、指定管理者制度を導入することにしました。また、直営施設であっても、管理内容によって、指定管理者に管理を代行させたほうがよいと判断される施設についても、併せて導入を検討しています。

## 「指定管理者制度」って なに？

これまで公の施設は、市が直営管理を行う以外に管理を委託する場合、市が出資した法人や、協同組合、自治会などの公共的団体などに限定され、これらの団体以外に管理を委託することはできませんでした。

しかし、平成15年に地方自治法の改正による制度改正が行われ、これまでも管理することが認められていた団体に加えて、広く民間事業者や、法人格をもたない団体やNPO法人でも、市長が指定する「指定管理者」として公の施設の管理を任せられるようになりました。

## サービスの向上と経費の削減

制度改正に至った主な理由は公の施設の管理が、民間の効率的かつ独創的な発想などを活用することとで、より利用者の要望などに近い市民サービスを行うことができると考えられること、そして経費削減効果が期待されるという2点です。

## 利用者にとってなにが 変わるの？

施設の利用方法は、これまでと何ら変わることはありません。

施設利用を申し込まれた場合は、指定管理者があらかじめ市の承認を得て決定した許可、不許可の基準を定めていますので、それに従って判断され、平等な利用が確保されます。

## 利用者の要望に沿った 施設の管理を

効率的、効果的な施設管理が指定期間中行われているかどうか、施設所管課がチェックを行うことで、適正な管理を確保することにしており、指定管理者が指示に従わないような場合は、指定の中止や期間を定めて指定の停止を行うこともできます。

指定管理者には、利用者の要望に沿った施設管理を行っていただくことを基本にしていますので、たとえば、施設の利用時間の延長や、付随的な販売サービスの提供、企画の充実など、これまでより質の高いサービスを提供することができます。